農業集落排水施設の排水設備工事に必要な書類

（排水設備の計画の確認）

農業集落排水設備新設等確認申請書（様式第３号）を提出

添付書類

(1)　位置図　施工地を表示するもの

(2)　平面図　縮尺100分の１を原則とし、次の事項を表示するもの

ア　道路敷地の境界及び公共ますの位置

イ　建物及び炊事場、浴場、洗濯場、便所その他汚水を排除する施設の位置

ウ　排水管等の位置、内径、延長及び勾配

エ　ます及びマンホールの位置

オ　ポンプ施設及び附帯設備等の位置

(3)　縦断図　横の縮尺は平面図の縮尺に準じ、縦は横の10倍とし、管きょの大きさ、勾配及び高さを記入し、かつ、接続させるますの高さを記入するもの

(4)　構造図　縮尺20分の１を原則とし、管きょ及びその附属装置の構造寸法を表示するもの

(5)　他人の排水設備を使用するとき、又は共同で公共ますを使用するときは、他人又は共同者が同意した農業集落排水設備等共同使用申出書（様式第４号）

(6)　その他市長が特に必要とする書類　（排水設備工事調書）

（排水設備工事完了時）

排水設備の新設等を行った者は、その工事を完了した日から５日以内に農業集落排水設備工事完了届（様式第６号）を市長に提出して検査を受けなければならない。

添付書類

(1)　平面図　縮尺100分の１

(2)　縦断図

(3)　排水設備工事調書

(4)　農業集落排水施設使用開始等届（様式第８号）

別表(第6条関係)

<table>
<tr><th>種別</th><th>排水設備の構造基準</th></tr>
<tr><td>管きょ</td><td>1　管きょ及び枝管の材質
　原則として硬質塩化ビニル製とする。ただし、極薄肉管(SU)を使用してはならない。
2　排水管きょの勾配
　100分の1以上とすること。
3　枝管の内径
<table>
<tr><th>枝管の種類</th><th>枝管の最小管径</th></tr>
<tr><td>大便器</td><td>75ミリメートル</td></tr>
<tr><td>小便器</td><td>50ミリメートル</td></tr>
<tr><td>浴場</td><td>50ミリメートル</td></tr>
<tr><td>台所</td><td>50ミリメートル</td></tr>
<tr><td>床排水</td><td>75ミリメートル</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>ます</td><td>1　設置箇所　　ますは、管きょの起点、終点、合流点及び屈曲点又は内径若しくは種類を異にする管きょの接続箇所又は勾配が著しく変化する箇所に設けること。ただし、掃除又は検査の容易な場所には枝付管若しくは曲管を用いることができる。
2　間隔　　ますは、管きょの直線部においては管径の120倍以下の間隔に設けること。
3　内径　　原則として硬質塩化ビニル製150ミリメートル以上とすること。
4　ふた等　　ア　ますのふたは密閉とすること。
　　　　　　イ　ますの底部は、これに集合又は接続する管きょの内径に応じたインバートを設け汚泥がたまらないようにすること。</td></tr>
<tr><td>防臭装置</td><td>　水洗便所、台所、浴場、洗濯場その他の汚水の流出箇所にはトラップを取り付けること。トラップの封水がサイホン作用又は逆圧によって破損するおそれがあると認められるときは通気管を設けること。</td></tr>
<tr><td>油脂しゃ断装置</td><td>　油脂類を多量に排出する場所の吐け口には油脂しゃ断装置を設けること。</td></tr>
<tr><td>沈砂装置</td><td>　土砂等を多量に排出する場所には、適当な砂だまりを設けること。</td></tr>
<tr><td>水洗便所</td><td>　水洗便所は、便器内のし尿を排水施設に支障なく排除する圧力水を注流できる構造とすること。</td></tr>
</table>

ただし、建物又は土地の状況によりその必要がないと市長が認めたときは、この限りでない。

様式第3号(第4条関係)

農業集落排水設備新設等確認申請書

令和　　年　　月　　日

大田市長　　楫野　弘和　　様

（申請者）

住　　　　所

氏名又は名称

連　　絡　　先　　　（　　　）

大田市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例施行規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

工　事　種　別	□新設　　□増設　　□改築(□くみ取便所　　□浄化槽)			
設　置　場　所	大田市　　　　町　　　　（自治会：　　　　）			
使　用　者	氏 名		使用人員	人
	電 話	（　　）	家屋等所有区分	□持家　　□借家
接　続　形　態	□全部 □一部		公共ます	□有 □無
建　物　用　途	□住宅　□事務所　□飲食店　□店舗　□その他(　　　　)			
使　用　水　区　分	□水道水　　（水栓番号　　　　） □地下水　□水道水地下水併用　□その他(　　　　)			
排　水　区　分	□一般　□業務用(　　　)　□その他(　　　　)			
工　期	着手予定年月日　　　　年　　月　　日 完了予定年月日　　　　年　　月　　日			
土地所有者の承認	住　所 氏　名			
家屋所有者の承認	住　所 氏　名			
施　工　業　者	業者名 責任技術者 電　話　　　　（　　）			

排 水 設 備 工 事 調 書

施工業者　商号

令和　　年　　月　　日　　　　　　設置場所　住所
氏名及び名称

工種・品名	形状寸法・規格	単位	数　量		(見積・精算)金額	適　要
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
小　　計　①					円	
諸　経　費　②					円	
工　事　費　計　③		①＋②			円	
消　費　税　④					円	
合　　計　⑤		③＋④			円	

様式第6号(第8条関係)

農業集落排水設備工事完了届

令和　　年　　月　　日

大田市長　　楫野　弘和　　様

(届出者)

住　　　所

氏名又は名称

連　絡　先　　(　　)

(施工業者)

住　　　所

氏名又は名称

連　絡　先　　(　　)

工事種別	□新設　□増設　□改築(□くみ取便所　□浄化槽)				
設置場所	大田市　　町　　(自治会：　　)				
使用者	氏名		使用人員	人	
	電話	(　　)	家屋等所有区分	□持家　□借家	
確認年月日	年　月　日	確認番号	第　　号		
完了年月日	年　月　日	検査希望年月日	年　月　日		
使用開始予定年月日	令和　年　月　日				
備考					

様式第8号(第9条関係)

農業集落排水施設使用開始等届

令和　　年　　月　　日

大田市長　　楫野　弘和　　様

(届出者)

住　　　　所

氏名又は名称

連　　絡　　先　　　(　　　)

大田市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例施行規則第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出区分	□開始　□休止　□廃止　□再開			
設置場所	大田市　　　町　　　(自治会：　　　)			
使用者	氏名		使用人員	人
	電話	(　　)	家屋等所有区分	□持家　□借家
建物用途	□住宅　□事務所　□飲食店　□店舗　□その他(　　　)			
使用水区分	□水道水　(水栓番号　　　) □地下水　□水道水地下水併用　□その他(　　　)			
排水区分	□一般　□業務　□その他(　　　)			
確認年月日	年　月　日	確認番号	第　　号	
開始等年月日	令和　　年　　月　　日			
備考				

様式第9号(第9条関係)

農業集落排水施設使用者変更届

令和　　年　　月　　日

大田市長　　楫野　弘和　　様

(届出者)

住　　　　所

氏名又は名称

連　　絡　　先　　　(　　　)

大田市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例施行規則第9条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

設置場所	大田市　　　　町　　　　　　　　(自治会：　　　　　　)				
旧使用者	住所				
	氏名			使用人員	人
	電話	(　　　)	家屋等所有区分	☐持家	☐借家
新使用者	住所				
	氏名			使用人員	人
	電話	(　　　)	家屋等所有区分	☐持家	☐借家
建物用途	☐住宅　☐事務所　☐飲食店　☐店舗　☐その他(　　　　　　)				
使用水区分	☐水道　　(施設名　　　　　　　　)(水栓番号　　　　　) ☐地下水　　☐水道地下水併用　　☐その他(　　　　　　)				
排水区分	☐一般　　☐業務用(　　　　)　　☐その他(　　　　　　)				
変更年月日	令和　　年　　月　　日				
備考					